社会福祉法人パール 指定訪問介護事業所・指定介護予防訪問介護 「訪問介護事業所 パールケア」 運 営 規 程

第1章 施設の目的及び運営の方針

〇第1条(目的)

この規程は、社会福祉法人パールが設置する訪問介護事業所パールケア(以下「パールケア」という。)が行う指定訪問介護・指定介護予防訪問介護(日常生活支援総合事業)事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態(介護予防(日常生活支援総合事業)にあっては要支援状態等)にある利用者に対し、指定訪問介護・指定介護予防訪問介護(日常生活支援総合事業)の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適正な指定訪問介護・指定介護予防訪問介護(日常生活支援総合事業)の提供を確保することを目的とする。

〇第2条(運営の方針)

- 1 パールケアの訪問介護員等は、事業の提供に当たって次の事項に努める。
- 2 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
- 3 必要な時に必要な訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。
- 4 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、 常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 5 利用者の所在する区市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第2章 職員の職種. 員数及び職務内容

〇第1条(事業所の所在地等)

- 1 名 称 訪問介護事業所パールケア
- 2 所 在 地 東京都渋谷区鉢山町3番27号
- 3 電話番号 03-5458-4816

〇第2条(職員)

パールケアは、介護保険法に基づく「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する 基準」及び渋谷区が定める基準に示された所定の職員を含み、下記のように配置する。

- (1) 管理者 1名(常勤 サービス提供責任者と兼務)
- (2) サービス提供責任者 6名
- (3) 訪問介護員等 40名(サービス提供責任者を含む) 常勤14名 非常勤26名
- (4) 事務員 1名

〇第3条(職務)

(1) 管理者

従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問介護・指定介護予防訪問介護(日常生活支援総合事業)の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者
 - ①訪問介護計画・介護予防訪問介護計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整。
 - ②利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出

- 席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携を行う。
- ③訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握する。
- ④訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理に ついて必要な業務等を実施する。
- (3) 訪問介護員等

訪問介護計画に基づき指定訪問介護・指定介護予防訪問介護(日常生活支援総合事業)の提供に当たる。

(4) 事務職員

必要な事務を行う。

第3章 営業時間

〇第1条(営業日及び営業時間)

パールケアの営業日及び営業時間は、次のとおりである。

- (1) 営業日は、月~日曜日(祝日を含む)である。※但し、12月29日~1月3日は除く。
- (2) 営業時間は、午前8時から午後20時までである。但し、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。※日曜日は午前8時から午後18時30分までとする。

第4章 ご利用者に対するサービス内容及び利用料その他の費用額

〇第1条(訪問介護サービス計画の作成と開示)

- 1 パールケアは、「訪問介護計画」及び「介護予防訪問介護計画」を作成し、それをご利用者に対して面接の上説明をした後、交付する。
- 2 パールケアは、実施記録を保管する。
- 3 上記の記録は、契約終了後5年間保存する。

〇第2条(指定訪問介護の提供方法)

指定訪問介護の提供方法及び内容は、次のとおりである。

- (1) 身体介護に関する内容
 - ①食事介助
 - ②排泄介助
 - ③清拭・入浴・身体整容
 - 4体位変換
 - ⑤移動・移乗介助、外出介助
 - ⑥その他の必要な身体の介護
- (2) 生活援助に関する内容
 - 1調理
 - ②衣類の洗濯、補修
 - ③居住の掃除、整理整頓
 - ④生活必需品の買い物
 - ⑤その他必要な家事
- (3) ターミナルケア

〇第3条(利用料)

- 1 利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、【別紙料金表】 記載の利用料の合計額とする。
- 2 第4条における通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費相当分を徴収する。
- 3 その他のサービスにかかる諸経費については、【別紙料金表】記載の利用料を別途徴収する。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、ご利用者又はその家族に事前に【重要事項説明書】で説明を行い、支払いに同意する文書に署名を受ける。

〇第4条(通常の事業の実施地域)

渋谷区内

第5章 サービス利用にあたっての留意事項及び職員の義務

〇第1条(衛生管理及び職員の健康管理等)

- 1 パールケアは、衛生管理に十分留意し、必要な措置を行う。
- 2 パールケアは、職員に対し感染症等に関する基礎知識を習得させるため、必要な教育に努める。
- 3 パールケアは、職員に年1回以上の健康診断を受診させる。

〇第2条(秘密の保持)

- 1 職員は利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の 目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその 家族の同意を得るものとする。
- 3 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

第6章 その他の運営についての重要事項

〇第1条(内容及び手続きの説明及び同意,契約)

利用にあたっては、あらかじめ、利用者及びその家族等に面談の上、重要事項説明書、契約書、 個人情報使用同意書を交付して説明を行い、利用契約締結する。

〇第2条(苦情処理)

利用者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合パールケアは、 速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、利用者または その家族に報告する。

なお、苦情申立窓口は、次の通りである。

法人相談窓口 東京都渋谷区鉢山町3番27号

電話番号03-5458-4811 (ご利用時間9:00~18:00)

担当:理事長、施設長、副施設長

渋谷区介護保険課 東京都渋谷区宇田川町1番1号

介護相談係 電話番号03-3463-3304(直通)

東京都国民健康保険団体 東京都千代田区飯田橋 3 丁目 5 番 1 号東京区政会館 10 階

電話番号03-6238-0177 (直通)

〇第3条(ハラスメント対策の強化)

パールケアは、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

〇第4条(事故処理)

指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、迅速かつ適切に対応するために受付窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

〇第5条(緊急時等における対応方法)

訪問介護員等は、訪問介護のサービス提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な

場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

前項について、しかるべき対応をした場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。

〇第6条(虐待防止に関する取組み等)

パールケアは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の事項に努める。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底をする。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止のための従業者に対する定期的な研修を実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。
- (5) その他虐待防止のために必要な措置。

パールケアは、サービス提供中に当該事業所従事者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに担当の地域包括支援センターに通報するものとする。

〇第7条(身体拘束の禁止)

- 1 パールケアは、サービスの提供に当たっては、利用者もしくは他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。
- 2 パールケアは、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 パールケアは、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について 従業者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

〇第8条(感染症の予防及びまん延防止)

パールケアは、感染症の予防及びまん延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っていく。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備。
- (3) 従業者に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的に実施する。

〇第9条(事業継続計画)

業務継続計画 (BCP) の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

〇第10条(訪問介護員等の資質向上のための取組み等)

パールケアは訪問介護員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、感染症の予防対策等の事項に関して、研修機関が実施する研修への参加や、当該事業所の研修への参加を計画的に確保し、業務態勢を整備する。

また、研修受講後は記録を作成する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 虐待防止・権利擁護に関する研修 年1回程度

(3) 認知症ケアに関する研修 年1回程度

(4) 感染症の予防対策に関する研修 年1回程度

(5) 業務継続計画に関する研修 年1回程度

附則

〇第14条(施行)

- この規程は平成 12 年 10 月 10 日から施行する。
- この規程は平成 12 年 10 月 20 日から施行する。
- この規程は平成16年2月10日から施行する。
- この規程は平成18年3月1日から施行する。
- この規程は平成18年4月1日から施行する。
- この規程は平成18年6月1日から施行する。
- この規程は平成19年1月1日から施行する。
- この規程は平成19年4月1日から施行する。
- この規程は平成19年10月1日から施行する。
- この規程は平成20年4月1日から施行する。
- この規程は平成21年4月1日から施行する。
- この規程は平成21年12月1日から施行する。
- この規程は平成22年4月1日から施行する。
- この規程は平成23年4月1日から施行する。
- この規程は平成24年4月1日から施行する。
- この規程は平成25年4月1日から施行する。
- この規程は平成26年4月1日から施行する。
- この規程は平成27年4月1日から施行する。
- この規程は平成28年4月1日から施行する。
- この規程は平成29年4月1日から施行する。
- この規程は令和3年4月1日から施行する。
- この規程は令和6年4月1日から施行する。

社会福祉法人パール 指定訪問介護事業所・指定介護予防訪問介護 「訪問介護事業所パールケア」 運営規程 別表

【料 金 表】

【利用料】

【料金表-基本料金・昼間-】

	<u> </u>	111-24 - 111 111- 1					
	身体介護 基本料金		20 分以上 30 分未満	30 分以上~60 分未満	60 分以上~90 分未満	90 分以上	
			<身1>	<身 2>	<身3>	(30 分増す毎に)	
			3, 340 円	5, 289 円	7, 752 円	1, 117 円	
	利用者負担額	1割	334 円	529 円	776 円	112 円	
		2割	668 円	1, 058 円	1,551 円	224 円	
		3割	1, 002 円	1, 587 円	2, 326 円	336 円	

生活援助		20分(身体に繋げてのみ)	45 分<生 2>	60 分<生 3>	70 分 (身体に繋げてのみ)
基本料金		889 円	2, 451 円	3,009円	2, 667 円
1割		89 円	246 円	301 円	267 円
利用者	2割	178 円	491 円	602 円	534 円
負担額	3割	267 円	736 円	903 円	801 円

- ※上記「基本料金」は、特定事業所(I)として1割が加算された金額です。
- ※利用者負担額は、原則として基本料金の1割または2割または3割の額です。
- ※介護保険の給付の範囲を超えたサービス料金は自己負担となります。
- ※基本料金に対して、<u>早朝(午前6時~午前8時)・夜間(午後6時~午後10時)は25%増し、深夜(午</u>後10時~午前6時)は50%増しとなります。
- ※介護保険給付限度額を超えたサービスにつきましては、別途ご相談に応じます。

【加算について】

	·					
加算項目	内容	利用料	利用者負担額			
加升 切口	四谷	<u>ተሀጠተተ</u>	1割	2割	3割	
初回加算	新規に訪問介護計画を作成したご利用者に対し、 初回利用同月内にサービス提供責任者が訪問介 護を行うか、他のケアワーカーと同行訪問した場 合。	1月につき 2,280円	228 円	456 円	684 円	
緊急時訪問 介護加算	ご利用者またはご家族より要請を受け、サービス 提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、居 宅サービス計画にない身体介護を行った場合。	1回につき 1,140円	114円	228 円	342 円	
生活機能向上連携加算	訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療	(1) 1月につき 1, 140円	114円	228 円	342 円	
(1) (2)	提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成(変更)する場合。	(2) 1 月につき 2, 280 円	228 円	456 円	684 円	

	一月につき介護職員処遇改善加算額は、
	※令和6年5月まで
介護職員処	【介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)×サービス加算別率(13.7%)】(1 単位未満四捨
遇改善加算	五入)×1単位の単価となります。
(I)	※令和6年6月より
	【介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)×サービス加算別率(24.5%)】(1単位未満四捨五
	入)×1単位の単価となります。
介護職員等	一月につき介護職員処遇改善加算額は、【介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)×
特定処遇改	サービス加算別率(6.3%)】(1単位未満四捨五入)×1単位の単価となります。
善加算(I)	※令和6年5月末で終了
介護職員等	一月につき介護職員等ベースアップ等支援加算額は、
ベースアップ等	【 (基本サービス費+各種加算減算)×サービス加算別率(2.4%)】(1単位未満四捨五入)×1単位の単価
支援加算	※令和6年5月末で終了

区独自基準訪問型サービスA

【区独自基準訪問型サービスA 料金表-基本料金-】

業名	利用回数	担州中間	提供時間 基本料金(1		利用者負担額(1回)			
未有	利用凹数	延供时间	□)	1割	2 割	3 割		
訪問サービス A (45 分程度)	週1回程度 または週2回 程度	45 分	2, 109 円	211 円	422 円	633 円		
訪問サービス A (60 分程度)		60 分	2, 587 円	259 円	518 円	777 円		
訪問サービス A (90 分程度)		90 分	3, 340 円	334 円	668 円	1, 002 円		
訪問サービス A (120 分程度)		120 分	4, 104 円	411 円	821 円	1, 232 円		

- ※利用者負担額は、原則として基本料金の1割または2割または3割の額です。
- ※定額制ではなく、1回あたりの料金体系となっております。
- ※予定されたサービスをキャンセルされた場合には、申し出があった時点が訪問予定日の1日前~当日の場合、 予定料金(基本料金)の1割または2割または3割の額をいただきます。

【加算について】

加笠石口	40円同業	₩ / +	算定単位	조리 🞞 사이	ご利用者負担額		
加算項目	利用回数	単位		利用料	1割	2割	3割
初回加算	月1回	200 単位	初回	2, 280 円	228 円	456 円	684 円
生活機能向上連携加算	月1回	100 単位	1月につき	1, 140 円	114円	228 円	342 円
介護職員等処遇改善加 算相当(I)	週1回	161 単位	1月につき	1, 835 円	184 円	367 円	551 円
第113(1) ※令和6年5月まで	週2回以上	322 単位	1月につき	3, 670 円	367 円	734 円	1, 101 円

加尔亚口	和田口米	34 /T	算定単位	利用料	ご利用者負担額		
加算項目	利用回数	単位			1割	2割	3 割
事業開始時支援 加算	月1回	180 単位	1月につき	2, 052 円	206 円	411円	616 円
介護職員等処遇改善加	週1回	288 単位	1月につき	3, 283 円	329 円	657 円	985 円
算相当(I) ※令和6年6月より	週2回以上	576 単位	1月につき	6,566円	657 円	1,314円	1, 970 円
介護職員等特定処遇改 善加算相当(I)	週1回	74 単位	1月につき	843 円	85 円	169 円	253 円
※令和6年5月末で終了	週2回以上	148 単位	1月につき	1, 687 円	169 円	338 円	507円
介護職員等ベースアップ等	週1回	28 単位	1月につき	319 円	32 円	64 円	96 円
支援加算 ※令和6年5月末で終了	週2回以上	56 単位	1月につき	638 円	64 円	128 円	192 円

◇キャンセル料について

ご利用者の都合による訪問のキャンセルに関しては、申し出があった時点が<u>訪問予定日の1日前~当日</u>の場

<u>合</u>、ご利用者負担額と同等金額をお支払い頂きます(2 日前までにお申し出があった場合、キャンセル料

は不要です)。

ご利用者がケア当日不在時(15分待機してもご不在時)の場合、キャンセルとさせていただき、上記のキ

ャンセル料がかかります。

※予定していたサービスを1日前〜当日に別の日に<u>お振替をした場合も</u>上記のキャンセル料がかかります。

※総合事業に繋げて自費サービスをご利用予定の際にキャンセルされた場合は、<u>介護保険のキャンセル</u> 料に加えて自費サービスのキャンセル料も頂きます。

※ご利用者の急な体調変化等によるご入院や、救急搬送等の場合は、上記の限りではありません。

◇交通費

渋谷区以外の地域にお住まいの方で、遠方の場合はその実額をご負担いただきます。

◇その他

- ・ご利用者のお住まいでサービスを提供するために使用する水道·ガス·電気·介護サービス提供に必要な電話代・介護用品·衛生管理用品などの費用はご利用者の負担となります。
- ・大型地震や大型台風などの災害時、又は、感染症等の国による緊急事態宣言発令時には、ご相談の 上で訪問を控えさえて頂く場合がございます。
- ・予測される大型台風や大雪などの悪天候の際には、事前に訪問日を別の日に振替えさせて頂く場合 がございます。

国基準相当訪問型サービス

【国基準相当訪問型サービス 料金表-基本料金-】

予防訪問介護費		I	П	Ш
基本料金		13, 406 円/月	26, 778 円/月	42, 487 円/月
	1割	1, 341 円	2, 678 円	4, 249 円
利用者負担	2割	2, 682 円	5, 356 円	8, 498 円
	3割	4, 022 円	8, 034 円	12, 747 円

- ※利用者負担額は、原則として基本料金の1割または2割または3割の額です。
- ※おおむねI:1 回/週 II:2 回/週 II:3 回/ 週 程度のサービスをご利用いただけます。
- ※一回のご利用時間は予防プランの目標達成などを勘案しながら、訪問介護計画書により決定されます。
- ※国基準相当訪問型サービスは月単位の定額制となります。
- ※予定されたサービスをキャンセルされた場合も、上記料金表(利用者負担分)の定額の料金をいただきます。

【加算について】

加算項目	内容		利用者負担額			
	│ │新規に訪問介護計画を作成したご利用者に対し、	利用料	1割	2 割	3 割	
初回加算	初回利用同月内にサービス提供責任者が訪問介護 を行うか、他のケアワーカーと同行訪問した場合。	1月につき 2,280円	228 円	456 円	684 円	
加算項目	内容	T. 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	禾	川用者負担額	額	
	自立支援型サービス提供を促進し、ご利用者の在	利用料	1割	2 割	3 割	
生活機能向上連携加算	宅における生活機能向上を図る観点から、訪問リ ハビリテーション実施時にサービス提供責任者と リハビリテーション専門員が、同時に利用者宅を 訪問し、両者の共同による訪問介護計画を作成す ることについての評価を行う場合。	1月につき 1,140円	114円	228 円	342 円	
介護職員等	一月につき介護職員等処遇改善加算額は、					
処遇改善加	※令和6年5月まで					
算(I)	【 (基本サービス費+各種加算減算)×サービス加算別率((13.7%)】(1 単	单位未满四排	舎五入)×1	単位の単	
	価。 ※令和6年6月より 【(基本サーヒ*ス費+各種加算減算)×サーヒ*ス加算別率(価	(24.5%)】(1	单位未満四 持	舎五入) ×1	単位の単	

介護職員等	一月につき介護職員等特定処遇改善加算額は、
特定処遇改	【(基本サービ、ス費+各種加算減算)×サービ、ス加算別率(6.3%)】(1単位未満四捨五入)×1単位の単価。
善加算(I)	※令和6年5月末で終了
介護職員等	一月につき介護職員等ペースアップ等支援加算額は、
^゚ースアップ等	【(基本サーピス費+各種加算減算)×サーピス加算別率(2.4%)】(1単位未満四捨五入)×1単位の単価
支援加算	※令和6年5月末で終了

◇交通費

渋谷区以外の地域にお住まいの方で、遠方の場合はその実額をご負担いただきます。

◇その他

- ・ご利用者のお住まいでサービスを提供するために使用する水道·ガス·電気·介護サービス提供に必要な電話代・介護用品·衛生管理用品などの費用はご利用者の負担となります。
- ・大型地震や大型台風などの災害時、又は、感染症等の国による緊急事態宣言発令時には、ご相談の 上で訪問を控えさえて頂く場合がございます。
- ・予測される大型台風や大雪などの悪天候の際には、事前に訪問日を別の日に振替えさせて頂く場合 がございます。